

入管法改正を受けた外国人活用のポイントと労務管理実務

●プログラム●

- ◆日時：2019年3月20日(水) 9:30~12:00
- ◆会場：東京・麹町 「企業研究会 セミナールーム」
- ◆講師：● 鴻富行政書士法人 パートナー 行政書士 松本 良太氏

コンサルビューション(株) パートナー

【略歴】

金沢大学大学院人間社会環境研究科(博士前期課程)修了、都内大手行政書士法人勤務を経て、行政書士登録。東京入国管理局長届出済申請取次行政書士(申請取次番号:132015200060) 東京都行政書士会渋谷支部会員。「新規参入/上場準備企業のための業務規制対応マニュアル 第4回「雇う(外国人)」行為の法規制とビジネス事例」(Lexis® AS ONE Business Issues) 「オンラインコンプライアンスチェックシート(外国人雇用)」(Lexis® AS ONE Compliance Manager) 「法令ガイダンス(入管法改正)」(Lexis® AS ONE Plus+) 等著書多数

- 社会保険労務士山口事務所 代表 特定社会保険労務士 山口 寛志氏

コンサルビューション(株) パートナー

【略歴】

慶応義塾大学経済学部卒業、筑波大学大学院ビジネス科学研究科修了(法学修士) ビジネス書の出版編集に従事した後、社会保険労務士事務所勤務を経て、2005年2月社会保険労務士山口事務所を開設(現在、社会保険労務士5名、アシスタント職員3名)。社会保険労務士三田会 会長、東京都社会保険労務士会渋谷支部 副支部長、筑波労働判例研究会 会員。労政時報セミナー、「65歳超雇用を展望した定年再雇用制度の再構築」 「人事労務トラブル回避の就業規則・総点検」、「パワハラ、セクハラ、マタハラの基礎知識と企業の安全配慮義務」、東京商会議所主催「事例から学ぶ労務トラブルの傾向と対策」 全国信用金庫同友会主催「今後の定年後再雇用者の処遇等について」、栃木県信用金庫協会主催「メンタルヘルス研修」等セミナー多数。 「雇用形態・就業形態別で示す 就業規則整備のポイントと対応策」(新日本法規出版)、「裁判事例から見える労務管理の対応策」(新日本法規出版)、「雇用形態別 人事労務の手続と書式・文例」(編集委員、新日本法規出版)、「高等学校非常勤講師の雇止め可否」(季刊労働法、労働開発研究会) 等著書も多数

●参加要領●

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

*当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申込みいただけます。

●受講料● 1名(税込み、資料代含む)

正会員	27,000円 (本体 25,000円)
一般	32,400円 (本体 30,000円)

- 申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてに FAX いただくか、当会ホームページからお申し込みください。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- 申込書をFAXにてご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。
- 会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。
- 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。

一般社団法人企業研究会

担当：村野 E-mail murano@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2

MFP R麹町ビル 2F (旧 麹町 M-SQUARE)

TEL 03-5215-3512 FAX 03-5215-0951

182211-0503	※2019.3.20入管法改正を受けた外国人活用のポイントと労務管理実務		
会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
部課 役職		フリガナ お名前	
e-mail			
部課 役職		フリガナ お名前	
e-mail			

入管法改正を受けた外国人活用のポイントと労務管理実務

【開催主旨】

国は12月の臨時国会で出入国管理法の改正法案を決議し、外国人労働の大幅な規制改革に動き始めています。この動きに呼応して、日本のメーカーをはじめとする現場にも外国人材活用の道が広がる事で、本社人事部門のワーカーの労務管理対応も大きく変貌することが予想されます。

また、今回決議された改正法案では、これまで一貫して認められていなかった外国人の単純労働の就労が一部の業種限定で解禁され、永住が可能とする新たな在留資格「特定技能」の創設が盛り込まれているため、外国人雇用の法制度はワーカー対応のみならず、将来的に家族対応も求められる可能性が出てくるなど、本社人事部門の労務管理も大きな転換点を迎えることが予想されます。

その様な状況変化の中、今回は全国でもトップレベルの対応件数を誇る国際業務専門の行政書士と社会保険労務士を講師として招き、大転換となる新制度の解説を行います。

外国人雇用の在留資格について、様々な事例や直接雇用が予測される外国人に関する労務管理実務について、近年の法令の改正や取扱いの変更等の情報を交えながら解説を行い、最後に個別の相談時間も用意しております。

1. 「出入国管理法の改正と在留資格別外国人活用のポイント」

鴻富行政書士法人 パートナー 行政書士 松本 良太氏

- (1) 2019年4月に施行される出入国管理法の改正内容
- (2) 「特定技能」とは
- (3) 「出入国在留管理庁」とは
- (4) 在留資格別の外国人活用方法と注意点
- (5) 最近の外国人雇用に関するトラブル事例

2. 「外国人に関する労務管理実務」

社会保険労務士山口事務所 代表 特定社会保険労務士 山口 寛志氏

- (1) 外国人雇用にも適用される労働法
- (2) 外国人特有の対応が必要となる社会保険手続き
- (3) 近年の労働関係法令の改正や取扱い変更による外国人への影響

3. 質問及び個別相談会